

訴えの変更に関する急決専決処分報告について（都市整備局関係）

業務妨害行為等差止請求事件の訴えの変更について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成25年5月15日

大阪市長 橋 下 徹

訴えの変更の日、 当事者及び事件名	事 件 概 要
1 平成25年4月5日 2 原告 大阪市 被告 武田光司 ほか3名 3 大阪地方裁判所 平成24年(ワ)第6403号 業務妨害行為等差止 請求事件	被告らは、本市に対して、本市が施行する土地区画整理事業に関する公文書の公開請求を頻繁に行い、同請求に係る公開の実施の場において、当該公文書についての説明を執拗に要求し、威圧的な言動を行い、又は面談を繰り返し強要して、本市の平穏な業務遂行を妨害するため、被告らに対し、本市職員に対して架電し、面談を強要し、大声を出し、又は罵声を浴びせる行為の差止めを求めて訴えを提起していたところ、被告らは、当該土地区画整理事業によって損害を受けていると主張し、当該土地区画整理事業に係る本市の被告らに対する損害賠償債務の存否について争いが生じていることから、本市に当該損害賠償債務が存在しないことの確認を求める請求を追加する旨の訴えの変更をしたもの

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略